

福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減目標の達成を目的とし、創エネ・蓄エネ設備の導入を行う市民に対し、必要な経費の一部を補助する「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金」（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年福山市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助を行う「創エネ・蓄エネ設備」（以下「補助対象設備」という。）とは、次の2つの機器をいう。

ア 太陽光発電設備

イ 蓄電池（アの付帯設備であること。）

(2) 「住宅」とは、戸建の専用住宅をいい、店舗や事務所等の兼用又は併用住宅、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等（補助対象設備から供給されている電気が補助対象者自らの居所のみで利用されるときは除く。）は含まない。

(3) 「需要家」とは、補助対象設備から電気の供給を受けて使用する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら所有又は居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する個人若しくは自ら所有又は居住するために新築する市内の住宅に補助対象設備を設置する個人（いずれも住宅の賃貸等を行う個人の事業者として設置する場合を除く。）

イ PPAモデル（第三者モデル）により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者（以下「PPA事業者」という。）

ウ リース等により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者（以下「リース事業者」という。）

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、申請者（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）及び需要家等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

(補助要件及び金額)

第4条 補助の要件及び金額は、次の各号及び別表1に掲げるとおりとする。

(1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があること。

(2) 各種法令等を遵守した設備であること。

(3) 商用化された補助対象設備であり、導入実績があるものであること。なお、中古設備は、交付

対象外とする。

- (4) 処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〔昭和40年大蔵省令第15号〕を勘案して、環境大臣が別に定める期間。以下同じ。）を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 蓄電池は、補助対象である太陽光発電設備の付帯設備であること。
- (6) 補助対象設備の所有権が申請者にあること。
- (7) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助を受け、設置するものでないこと。
- (8) 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績報告書（様式第12号）提出日時点において、需要家が補助対象設備を設置する場所に住民票を有すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の導入に要する費用のうち、別表2に掲げるとおりとする（消費税及び地方消費税相当額等は、補助対象経費から除く。）。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付申請書」（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表3に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。

2 前項に規定する提出は、市長が別途指定する期間（以下「申請期間」という。）において、郵送（申請期間中の消印があるもの）又は電子申請（申請期間中に申請されたもの）によるものとする。

3 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、前項に規定する申請期間によらず、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

（1）郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの

（2）電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

4 補助対象設備の設置は、第7条の規定による交付決定の後に工事を着工しなければならない。

5 補助金の交付は、補助対象設備により発電した電力を使用する住宅につき、1回限りとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付予定額を決定し、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付決定通知書」（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付対象として不適当と認める場合は、補助金の不交付を決定し、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金不交付決定通知書」（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更及び中止）

第8条 前条第1項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に次の各号に掲げる内容を変更しようとする場合又は補助事業の実施を中止しようとする場合は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等承認申請書」（様式第9号）に、申請内容の変更に係る書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象設備の設置場所

(2) 補助対象経費及び補助金の額(補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合を除く。)

(3) 補助対象設備の内容その他補助の要件に影響を及ぼすもの

(4) その他補助金の交付に影響を及ぼすもの

2 市長は、前項に規定する計画の変更等により、補助対象経費が減額となったときは、既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 第1項に規定する計画の変更等により補助対象経費が増額となったときは、前条第1項の規定により通知した補助金の交付予定額を上限とする。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更又は中止について承認することを決定したときは、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等承認通知書」(様式第10号)により、変更又は中止の承認を交付決定対象者に通知する。

5 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更又は中止について承認しないことを決定したときは、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等不承認通知書」(様式第11号)により、変更又は中止の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第9条 交付決定対象者は、補助事業が完了した場合は、工事完了の日から2か月以内又は市長が別途指定する日のいずれか早い日までに、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績報告書」(様式第12号)及び別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を決定し、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付額確定通知書」(様式第14号)により、交付決定対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助対象経費が減額となったとき、既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 第1項の審査により補助対象経費が増額となったとき、第7条第1項の規定により通知した補助金の交付予定額又は第8条第4項の規定により通知した補助金の交付予定額を上限とする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の規定により通知した額をもって補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合(第14条第1項の規定に違反した場合を含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じた場合

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消す場合は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付決定取消通知書」(様式第15号)により、交付決定対象者に通知する。

(取得財産等の管理義務)

第13条 交付決定対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分等の制限)

第14条 交付決定対象者は、市長の承認を受けずに、補助対象設備の処分制限期間を経過するまで、その補助対象設備を転用（補助金の交付目的に反して使用することをいう。）、譲渡（売却を含む。）、交換、貸付、廃棄、若しくは取壊し（以下「財産処分」という。）又は担保に供すること（以下「財産処分等」という。）を行ってはならない。

2 前項の規定に係る市長の承認を受けようとする者は、あらかじめ「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

3 次に掲げる財産処分に該当する場合であって事後に「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」（様式第16号）を市長に提出されたものについては、前2項の規定によらず、市長の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

（1）災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（2）財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分

4 市長は、第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金財産処分等承認通知書」（様式第17号）により、交付決定対象者に通知するものとする。なお、承認に関する基準は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定を基にして定める別表5-1によるものとする。

5 市長は、前項の規定により財産処分等を承認する場合に、別表5-1により、既に交付した補助金の全部又は一部（別表5-2により算出される額）の返還を条件とすることができる。なお、当該返還が、市長が定める期限内に行われない場合は、その日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(自家消費量の報告)

第15条 交付決定対象者は、補助事業の完了後1年間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、「自家消費に関する報告書」（様式第18号）により、市長が指定する日までに報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助対象設備の処分制限期間が経過するまでの間、保存しておかななければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助金の交付について必要と認める場合は、申請者等に対して報告を求める、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し必要な事

項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(書類の様式)

第18条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、2023年（令和5年）6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、2024年（令和6年）6月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、2025年（令和7年）6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている事業については、なお従前の例による。

(別表1) (第4条関係)

1 太陽光発電設備

補助金額	10.5万円/kW(上限5kW) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の小数点以下切捨て)に乗じて算出。ただし、補助対象経費が前述の金額を下回る場合はその金額を上限とする。
補助要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)。特に、次の(a)～(1)をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀等を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・名前・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けた場合は、適切な方法により協力

	すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣問題への配慮を行うよう努めること。 (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し、消費する契約形態。以下同じ。）の場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が、広島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者（需要家に対して、リースにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の（a）及び（b）のいずれかを満たすこと。 (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して、住宅で消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること（逆潮流しないこと）。
--	--

2 蓄電池

補助金額	蓄電池の価格（円／kWh）の1／3（千円未満の端数が生じたときは切捨て）蓄電池容量（kWh表示の小数点第2位以下は切捨て）に乗じて算出。 ただし、下記価格（※）の1／3を上限とする。 ※家庭用蓄電池（4，800Ah・セル相当のkWh未満）：15.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）
補助要件	a 1で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 家庭用蓄電池：12.5万円／kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が、広島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4／5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【家庭用蓄電池（4，800Ah・セル相当のkWh未満）：g～lの全てを満たすこと】 g 蓄電池パッケージ （a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 h 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は、次のものをいう。 （a）初期実効容量 製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に、供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初

期実効容量算出方法」を参照すること。)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間

(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、指定した一定出力により蓄電システムの運転を維持できる時間とする。この場合の出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

処分制限期間中、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

i 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2又はIEC 62619の規格を満足すること。

j 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

k 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電

	システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E－C B制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。 1 保証期間 （a） メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※J E M規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは、対象外とする。
--	--

(別表 2) (第 5 条関係) 補助対象経費

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1. 35 万円/kW を上限とする。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に

			決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

(別表3) (第6条関係)

※○：必須書類、△：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		○・△
1	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付申請書	様式第1号	○
2	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画書	様式第2号	○
3	誓約書	様式第3号	○
4	市税等の納付に係る「完納証明書」の写し ※様式第1号において、「市税等の納付状況に係る情報を確認すること」に同意しないときに必要		△
5	委任状 ※申請手続きを、申請者以外の第三者（施工業者など）に委任する場合に必要	様式第4号	△
6	補助対象事業の実施に係る承諾書 ※補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が申請者と同一でないときに必要 ※自家消費する建物の所有者が申請者と同一でないときに必要	様式第5号	△
7	補助対象設備を建物に設置する場合は、設置する建物及び自家消費する建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び課税明細書」の写し 補助対象設備を建物以外に設置する場合は、設置する土地及び自家消費する建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び課税明細書」の写し		○
8	見積書及び見積書内訳書の写し		○
9	目標価格での調達に関する申立書 ※目標価格の家庭用蓄電池：12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超え、複数者からの見積書及び見積書内訳書の写しを提出しない場合に必要		△
10	設置する補助対象設備の仕様がわかるもの（カタログ・仕様書等）		○
11	補助対象設備の設置場所の付近見取り図		○
12	補助対象設備の設置場所及び使用場所の全景写真（設置前）		○
13	補助対象設備のシステム系統図		○
14	発電電力の自家消費計画書 ※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要	様式第6号	△
15	発電電力の自家消費シミュレーション ※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要		△
16	P P A契約の契約書(案)及び料金計算書等の写し ※P P A契約の場合に必要 リース契約書(案)及びリース計算書等の写し ※リース契約の場合に必要		△
17	支払相手方登録依頼書	市所定様式	○
18	その他市長が必要と認める書類		△

(別表4) (第9条関係)

※○：必須書類、△：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		○・△
1	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績報告書	様式第12号	○
2	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績書	様式第13号	○
3	工事請負契約書の写し		○
4	領収書の写し		○
5	領収金額の経費内訳がわかる書類 ※領収書に、補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合に必要		△
6	所有権留保されていないことがわかる書類 ※クレジット契約やローン契約等により支払いを行った場合に必要		△
7	メーカー保証書の写し		○
8	補助対象設備の設置前の状況を記録したカラー写真		○
9	補助対象設備の設置後の状況を記録したカラー写真		○
10	補助対象設備の設置場所の全景写真（設置後）		○
11	補助対象設備に貼付された銘板を記録したカラー写真		○
12	補助対象設備の機器配置図		○
13	売電契約書の写し ※余剰電力を売電する場合 送配電事業者の承諾書類等、系統連系に係る状況がわかる書類 ※余剰電力を売電せず、系統連系のみする場合		○
14	P P A の契約書及び料金計算書等の写し ※P P A 契約の場合のみ リースの契約書及びリース計算書等の写し ※リース契約の場合のみ		△
15	請求書の写し ※P P A 契約又はリース契約の場合のみ		△
16	住民票の写し ※様式第1号において、「住民票の記載事項を確認すること」に同意しないときに必要		△
17	その他交付申請時又は変更承認申請時の提出書類のうち変更のあった書類 ※交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ		△
18	支払相手方登録依頼書 ※交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ		△
19	その他市長が必要と認める書類		△

(別表 5 - 1) 財産処分等の承認基準 (第 14 条関係)

区分	内容
(1) 既に交付した補助金の返還に関する条件を付さずに承認する場合	ア 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等 イ 経過年数が 10 年以上である施設等に係る財産処分であつて、次の場合に該当するもの (ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合 (イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合 (ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合 (エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付 ウ 経過年数が 10 年未満である施設等に係る財産処分であつて、上記イ（ア）から（エ）に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであつて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの エ 同一事業を 10 年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付 オ 次に該当する取壊し等 (ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。） (イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）
(2) 既に交付した補助金の返還に関する条件を付して承認する場合	上記（1）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、既に交付した補助金の返還に関する条件を付して承認するものとする。
(3) 再処分に関する条件を付して承認する場合	ア 再処分に関する条件を付す場合 上記（1）のうち、イ（ア）から（ウ）、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後 10 年（残りの処分制限期間が 10 年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、市長の承認を受けなくて当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行つてはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。 イ 再処分に関する条件を付された者の財産処分 再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

	なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。
（４）担保に供する処分（抵当権の設定）に関する条件を付して承認する場合	次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に返還させることを条件として承認するものとする。 （１）補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの （２）補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの
（注１）財産処分の種類 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。 譲渡：補助対象財産の所有者の変更。有償譲渡（売却）を含む。 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。 （注２）承認後の変更 承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。	

(別表 5－2) 財産処分等の承認に係る返還金額の算定方法 (第 14 条関係)

財産処分等	算定方法	
転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等	返還に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合に係る返還金額は、処分する施設等に係る補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数返還金額」という。）とする。 ただし、財産処分返還金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。なお、この場合においても、残存年数返還金額を上限とする。	
有償譲渡又は有償貸付	(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合	ア 次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分返還金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する補助金額の割合を乗じて得た額とする。 a 経過年数が 10 年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用する場合 b 経過年数が 10 年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合 c 同一事業を 10 年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付 イ 上限額 残存年数返還金額を上限額とする。
	(2) 残存年数返還金額とする場合	上記 (1) 以外の有償譲渡又は有償貸付に係る返還金額は、残存年数返還金額とする。
担保に供する処分	抵当権が実行に移された際に返還すべき返還金額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に返還）	

(参考) 様式一覧

- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画書 (様式第 2 号)
- ・ 誓約書 (様式第 3 号)
- ・ 委任状 (様式第 4 号)
- ・ 補助対象事業の実施に係る承諾書 (様式第 5 号)
- ・ 発電電力の消費量計画書 (様式第 6 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付決定通知書 (様式第 7 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金不交付決定通知書 (様式第 8 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等承認申請書 (様式第 9 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等承認通知書 (様式第 10 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画変更等不承認通知書 (様式第 11 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績報告書 (様式第 12 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績書 (様式第 13 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付額確定通知書 (様式第 14 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付決定取消通知書 (様式第 15 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書 (様式第 16 号)
- ・ 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認通知書 (様式第 17 号)
- ・ 自家消費に関する報告書 (様式第 18 号)